

三朝町被災宅地擁壁等復旧事業補助金について

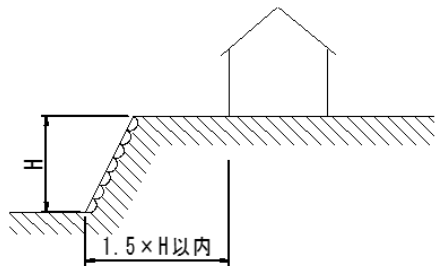
鳥取県中部地震により、居住する住宅（住家）に重大な損害を及ぼすおそれがある被災した石垣・擁壁等の復旧工事の補助制度を設けました。

【 制度概要 】

対象者	鳥取県中部地震で被災した町内の宅地の石垣や擁壁（ブロック積及びコンクリート造等）の復旧工事を行う方
実施期間	平成30年10月21日（地震発生から2年間）までに復旧工事を実施するもの ※平成29年10月21日（地震発生から1年間）までに申請書の提出が必要
補助額	上限100万円（対象経費の上限150万円）
補助率	対象経費の2/3
対象経費	居住する住宅（住家）に重大な損害を及ぼすおそれのある範囲（※1）の被災した擁壁等の復旧工事に要する経費 ただし、面積あたりの限度額4万円/m ² ○対象とならない復旧工事 ・貸家やアパートなどの不動産事業用の宅地の復旧工事（小規模な賃貸住宅用の宅地は対象） ・空き家や非住家の宅地の復旧工事 ・対象経費が30万円を下回る復旧工事
その他	○鳥取県中部地震発生日以降、既に行われた復旧工事も対象工事であれば補助を受けることができます。（他の公的補助が行われる場合を除く） ○申請様式は以下のURL（三朝町ホームページ）からダウンロードできます。 http://www.town.misasa.tottori.jp/

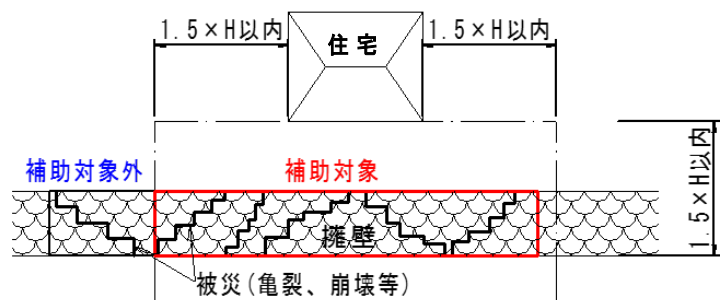
〔 ※1 住家に重大な損害を及ぼすおそれのある範囲 〕

石垣・擁壁の上に住宅がある場合



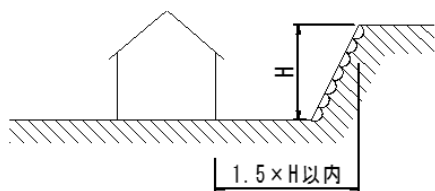
※石垣・擁壁の高さの1.5倍以内に住宅があれば補助金の対象となります。

平面イメージ



※補助金の対象となる擁壁の範囲は、住家から擁壁高さの1.5倍以内の範囲です。

石垣・擁壁の下に住宅がある場合



※石垣・擁壁の高さの1.5倍以内に住宅があれば補助金の対象となります。

この補助金のお問い合わせ 及び 申請先

三朝町災害復興本部（三朝町役場 危機管理課）

電話：0858-43-3513 FAX：0858-43-0647 E-mail：saigai@town.misasa.tottori.jp

◀ 裏面もご確認ください ▶

【 補助金の交付の流れ（基本的な流れ） 】

順番	宛先	事項	補 足
①	申請者→町	交付申請書の提出	「補助金等交付申請書」に「事業計画書」「収支予算書」等を添付し提出（※平成29年10月21日まで）
②	町→申請者	交付決定通知	交付申請書の内容を審査し、交付決定通知 ※審査にあたり現地確認を実施
③	申請者→町	着手届の提出	交付決定通知を受け、事業を開始したら「着手届」を提出
④	申請者→町	完了届の提出	事業が完了したら、速やかに「完了届」を提出 （※平成30年10月21日まで）
⑤	申請者→町	実績報告書の提出	事業完了後、業者からの請求等、実際に要した経費等を整理し、「実績報告書」を提出
⑥	町→申請者	検査及び額の確定	提出いただいた実績報告書等を確認し 検査 検査が終了後、検査結果の通知と補助金額を確定する旨の通知
⑦	申請者→町	補助金の請求	補助金額を確定する旨の通知が届き次第、「補助金等支払請求書」に必要な書類を添付し提出
⑧	町→申請者	補助金の支払い	補助金の請求後、支払いの手続きを行う

【（順番①）交付申請時に必要な書類】

○交付申請書 ・ 様式第1号（事業計画書、収支予算書）

[添付書類]

- 1 位置図
- 2 被災宅地及び擁壁等の被災状況を示す写真
- 3 復旧工事の契約書又は見積書の写し
- 4 補助対象経費の算出資料（前号と同一の場合は不要）
- 5 復旧工事及び補助対象部分の擁壁等の面積がわかる計画図
- 6 被災宅地の土地の所有者がわかる書類
- 7 誓約書（様式第2号）

※ 状況に応じ、その他の必要な書類の提出をお願いする場合があります。

【（順番⑤）実績報告書に必要な書類】

○実績報告書 ・ 様式第1号（事業報告書、収支決算書）

[添付書類]

- 1 完了後の復旧工事の概要を示す写真
- 2 復旧工事の領収書の写し
- 3 補助対象経費の算出資料（前号と同一の場合は不要）
- 4 復旧工事及び補助対象部分の擁壁等の面積がわかる完成図

※ 状況に応じ、その他の必要な書類の提出をお願いする場合があります。